令和 4 年第 1 回 利根町議会定例会会議録 第 2 号

令和4年3月4日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	Щ	﨑	誠一郎	君	8番	井	原	正	光	君
3番	片	山	啓	君	9番	五	上嵐	辰	雄	君
4番	大	越	勇 一	君	10番	若	泉	昌	寿	君
5番	石	井	公一郎	君	11番	船	Ш	京	子	君
6番	石	Щ	肖 子	君	12番	新	井	邦	弘	君
7 釆	北	岠	羊害摊	尹						

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町					長		佐々	木	喜	章	君
教		官	育	長			海者	芒澤		勤	君
総務	課長	兼防災	災危機?	管理語	果長		飯	塚	良	_	君
政	策	企	画	課	長		Ш	上	叔	春	君
税		務	課		長		大	越	達	也	君
福		祉	課		長		三	好	則	男	君
保例	建福.	祉セ	ンタ	一那	f 長		狩	谷	美引	尔子	君
生	活	環	境	課	長		飯	田	喜	紀	君
農業	政策課	長兼農	業委員:	会事務	局長		近	藤	_	夫	君
生	涯	学	習	課	長		桜	井	保	夫	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議	会	事	務	局	長	大	越	聖	之
書					記	荒	井	裕	$\vec{=}$
書					記	野	田	あり	美

1. 議事日程

議事日程第2号

令和4年3月4日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問 日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

〇議長(新井邦弘君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは,反問する旨宣告し,議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般 事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められま せん。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長(新井邦弘君) 日程第1,一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告, 9番五十嵐辰雄議員。

[9番五十嵐辰雄君登壇]

○9番(五十嵐辰雄君) おはようございます。1番通告,9番五十嵐辰雄でございます。 通告に従いまして質問いたします。

1番として,まず,成年後見制度が支える老後の安心をどのようにして守ることができるかについて質問いたします。

2000年に施行された成年後見制度は、認知症や精神障害、または知的障害など判断力が不十分な人の財産管理や日常生活で不利益を被らないように支援する国の制度でございます。認知症にならなくても、悪徳商法やいろいろな引っかかりにある方が多うございます。そのような、ないようにすることが、自分の守るべき判断でございます。そこで、自らの

判断能力が低下した場合に備え、成年後見制度を早めに活用して、自分の老後は自分で守ることが肝要です。広い意味でなくて狭義では、成年後見制度は法定後見制度のみを指しますが、広い意味では、法定後見制度と任意後見制度を含めて成年後見と捉えています。 そこで、次のことについてお尋ねします。

まず, (1) でございますが,制度の普及を図るため,ケアマネジャー,介護福祉士, 民生委員などを対象として権利擁護の勉強会を開催する予定があればお尋ねします。

2番以降は自席で質問いたします。以上です。

○議長(新井邦弘君) 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

[福祉課長三好則男君登壇]

〇福祉課長(三好則男君) おはようございます。それでは、五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

判断能力の不十分な方々を法的に保護し、不利益を受けないように支援するのが成年後 見制度でございますが、支援の必要な人に対しては、身近な人が権利擁護の必要性に早期 に気づき対応することが重要となってきます。そのためには、家族や親族のほかに民生委 員の方やボランティアの方、また、ケアマネジャーといった本人の状況をよく理解してい る方に、早期の段階から相談、対応できる体制を整備していくことが必要となります。

民生委員やケアマネジャーなど本人の日常生活を見守る支援者の方には、権利擁護についての知識や理解を深めていただく必要がございますので、今後は、制度の周知を含めた勉強会について実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) それでは、2回目の質問いたします。

今,課長の御答弁ですと,これからの対策,今はどういうことしていますか,それについても2回目に質問いたします。

現在の状況ですが、今、非常に高齢化社会で、今後でなくて今の現状を、それもよく踏まえて対策を取っていただきたいと思います。今よく話が出ましたけれども、ケアマネジャー、これは介護支援専門員のことで、ケアマネジャーというのは英語が日本語化されています。ケアマネジャーというのは、介護保険制度の中核を担う存在として、非常に社会的要請が高い職業でございます。介護福祉士、今出ましたけれども民生委員、これは人口の高齢化、核家族化、それから扶養意識の変化に伴い、国民の福祉向上を図るためには非常に大事な仕事でございます。

それで、成年後見制度の普及には、民生委員とか、実際に現場でやっているケアマネジャー、それから介護福祉士、こういった方が一番関心を持っています。こういう方にお願いするわけでございますが、そこで令和4年度の予算ですが、一般会計でこういう今後の

対策についての予算化はしてあると思うんですけれども、介護保険の特別会計には若干の 予算計上してありますけれども、これは別枠ですけれども、一般会計で予算化して制度の 普及と成年後見になっていただく方の研修会とか何かをやっていただけたほうがいいと思 うんです。その点ももう一度お伺いします。

- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) それではお答えいたします。

今,一般会計のほうでも予算のほうは計上して、確かにございます。あと、特別会計のほうでも予算計上しております。一般会計のほうで予算計上しておりますのは、例えば、認知症の方ですとか知的障害、精神障害等をお持ちの方がございます。そういう方の場合の支援するための予算となっております。あと制度の普及につきましては、パンフレット等を福祉課のほうで作成しまして周知に努めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) ありがとうございました。

利根町は、高齢化率が県内で2番でございます。1番になることがどうか分からないのですけれども、大子町に次いで2番と、これからだんだんパーセントが上がっています。ですから今から成年後見制度、特に法定ではなくて任意後見、これについての勉強会とかそういった制度の普及には、福祉課のほうでより一層の御努力を願います。

それから、次にまいります。

成年後見制度も法定と任意といろいろありますけれども、それを分けてお尋ねします。

(2) 番ですが、市町村長が申し立てる場合についてお尋ねします。

本人が認知症を患い、法定後見制度を利用する場合です。今の現行法規では4親等以内の親族ということですが、4親等以内の親族がいない場合が多いです。そうしたら、親族でも厄介な者には関係しないと、なり手がないのが非常に多いです。そういう場合に、後見人の申立人がいない場合の方法ですが、その場合は法定後見制度を利用するしかないんですが、市町村のほうでその場合の補助制度がある、また国や県のほうの補助制度があるかどうか、ちょっとお尋ねします。

- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) それではお答えいたします。

まず、成年後見制度につきまして御説明をさせていただきます。

成年後見制度利用支援事業でございますが、認知症などにより判断能力が不十分であり、制度利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがない、または親族などによる成年後見の申立てが期待できない方について、町長が後見の申立てを行うものです。また、成年後見制度を利用するに当たって、その費用を負担することが困難な方に対して、町が審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行うものでございます。現在町では1名

の方がこの制度を利用しており、裁判所からの報酬付与の審判に基づき、後見人の方に対 して報酬の支給をしております。

成年後見制度につきましては、先ほども御説明しましたが、パンフレットを作成しまして周知に努めているところでございますが、今後、身寄りがない等の理由により成年後見の申立てをすることができない方は増えていくことが見込まれますので、この利用支援事業について、「広報とね」ですとか町公式ホームページなどで、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) 課長,確かに今,4親等以内の方いる方もいると思うんですが, やっぱりふだんのお付き合いがない場合には,好意的にやらない人が多いんです。ですか らそういう場合,やっぱり町のほうで救済措置をやらないと,なかなか後見制度は普及し ませんです。

本人が判断力がなくなった場合ですが、なかなかそこまでの知恵が絞れないんです。それから親戚とかなんかもだんだん付き合いが疎遠になっちゃって、みんなで放っておくというような形が多いです。ですから特に、介護関係のケアマネジャー、それから介護福祉士、民生委員とかこういう方は、パンフレットを配るよりは現場主義ですから、よく町の状態が、民生委員は町のほうにも三十数名いると思うんですが、各地区の実態がよく分かっているわけです。あとは、福祉関係で老人ホーム、そういうところへ入った場合は、課長、民生委員の業務の範疇に入るのでしょうか。特老とか介護施設、そういうところに入っている方は、その地区の民生委員の業務の範囲に入っているかどうか、その点もひとつお尋ねします。

- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) それではお答えいたします。

御本人、または親族の方ですとか身内の方から御相談があった場合には、御相談に乗るような形になろうかと思います。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- **〇9番(五十嵐辰雄君)** 今,特老とか介護施設,そこに入っている方,それに対するケアについては,民生委員の業務の範疇に入っているかどうか,その点お尋ねします。
- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- 〇福祉課長(三好則男君) お答えいたします。

先ほど御説明しましたが、御本人または御親族の方から御相談があったときには、また その御相談に乗るような形で進めております。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) よく理解しました。そういうわけですね。

それでは、3番ですが、まず、法定と任意とに分けまして、法定後見制度の仕組みとその仕事の内容についてお尋ねします。

- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) 法定後見制度とは、先ほども説明しましたが、認知症ですとか知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方に対して、御本人の権利を法律的に支援、保護するための制度で、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型がございまして、判断能力を常に欠いている状態の方には成年後見人を、判断能力が著しく不十分な方には保佐人を、判断能力が不十分な方には補助人を裁判所が選任し、本人を支援するというものです。

成年後見人等の仕事は大きく分けて、財産の適切な管理と日常生活の支援の二つがあり、 財産の管理では、預貯金や不動産、年金、日常生活費などの管理を行います。また、通帳 や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。日常生活の支援では、介護や福祉サー ビス利用の手続、施設への入所契約など、本人の生活を支援します。また、入院時には、 費用の支払いも行います。なお、食料品や衣料品等を購入するような日常生活に関しては、 本人が自由に行うことができます。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- **〇9番(五十嵐辰雄君)** それでは、3番については、篤と詳しく説明を受けました。よ く内容等を理解いたしました。

今度は4番ですが、今、法定後見、これから任意後見制度が必要と思うんです。元気な うちに将来に備えておくための任意後見制度、これについてお伺いします。

- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) 任意後見制度とは、判断能力が保たれているうちに将来自分の後見人となる人や、後見人に何を頼りたいかを自分であらかじめ決めておく制度です。 今は元気で何でも自分で決められているが、将来は認知症になってしまうかもしれないという不安を感じている方々が主な対象者となります。

任意後見制度を使うためには、判断能力が保たれているうちに公証人役場で後見人になってもらいたい方と任意後見契約を結んでおく必要があります。その後、認知症等により判断能力が低下したときは、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者からの請求により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見人の支援が開始されます。任意後見人の支援は、あらかじめ決めた契約の内容に沿って行われます。

以上です。

〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。

○9番(五十嵐辰雄君) よく内容等は理解いたしました。

課長、今の成年後見制度、これは2000年の民法の改正で、以前は禁治産という法律あったのですよね。それを今度は廃止して民法の大改正やって成年後見制度ができたのです。 民法からずっと変わりましたけれども、発足当時は、法定後見制度を適用すれば、選挙権はなかったんです。最高裁で裁判で、今度、法定後見制度が適用になっても、被後見人の選挙権は今度はあるんです。ですから被後見人の方も、今は選挙できるのです。そういう場合はどんなふうにしてやるのか。それは、今日の質問にはあまり関係ないですけれども。それでは、課長、今1番から4番まで質問しましたけれども、それについて総論的なことについて概略を申し上げて質問いたします。

最近の新聞紙上には、よく成年後見という記事が多くあります。大分日本も高齢化で、詐欺とか何かでいろいろ事件があります。新聞によりますと、今、成年後見人も悪い人が結構多いそうです。それで、最高裁判所の、最近の状況ですが、成年後見制度の利用者、2020年末現在、全国で約23万人と、その反面、認知症の高齢者は約600万人という推計でございます。なぜ23万人で600万人もいると言いますと、今の制度が非常に利用がしづらいと、それが利用者の少ない原因でございます。そして先ほど課長から出ましたけれども、裁判所に任せるのもいいと思うんですけれども、後見人になる人、これは裁判所が決定するんです。ですから4親等とか何かそういった親族に関係して申し込んでも、裁判所のほうの判断で財産がたくさんある人とか、そういう人は親族とか何かに対して裁判所が認めないケースが多うございます。なぜかと申しますと、親族でも悪い人が多くて詐欺行為が多いと、あまり財産のある人は裁判所が親族を選ばないと、そういうケースが全国でも多いことが新聞紙上に出ています。そして、最初の2000年当時の発足当時は、機械的に親族を選んだんですが、財産の着服、不正が相次いで、今は裁判所では親族を選ぶのは2割あるかないかでございます。

先ほど課長答弁ですと、財産管理、不動産の管理、預貯金の管理、詐欺に遭ってはしようがないから、世の中にはそういう親族でも悪い人はいると思います。そして政府としては、新聞を見ますと、今の制度は非常に使い勝手が悪いということで、今年の2022年から5年間にどうするかということで、国のほうでは、成年後見制度利用促進基本計画というのを、3月頃、国のほうでは正式に決定して、もっと使い勝手をよくすると、そういう記事があります。成年後見というのは、一般的に不動産の管理とか預貯金の管理、これが最初の制度の発足ですけれども、不動産管理、預金の管理じゃなくて、今は、日常生活の支援できるような成年後見人を選ぶのがいいそうでございます。そういう考えについて、課長の御見解いかがでしょうか。

〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。

○福祉課長(三好則男君) 五十嵐議員からもございましたが、町としましては、今のところ、制度利用の広報ですとか、あとホームページとかで周知をしていきたいと考えてお

ります。今,五十嵐議員のお話ですと、制度が内容が変わるというお話もございましたが、 そういう正式に変わりましたら、またそれに従って町のほうも運用してまいりたいと考え ております。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) よく理解しました。

それで、今年3月頃、国のほうで変わる制度の促進でございますが、今までは、弁護士とか司法書士、そういう方は名前だけで被後見人との接触は少ないようでございます。あまり面会なんかやらないそうだね。もっともそういった方は専門家ですから、不動産と預金の管理が主でございまして、日常生活の支援についてはあまり手を出さないと、そういうのが多うございます。これから国のほうでも、弁護士とか司法書士そういった専門職と一般、民間の市民後見人、そういったものを交代できるというような、リレー方式にすると、そういう新しい発想でやるようでございます。

確かに、弁護士とかそういった専門職は、そう頻繁に被後見人の家を見回って手を出さないようだね。何か事件でも発生した以外は手を出さないと、もっとも報酬なども決まっているわけでもないし、なかなか厳しいそうでございます。

そこで課長,全国でも各市町村で先進的な例があるんです。これは町が率先して,現在でも市民後見人を要請する制度をつくって,頻繁に研修会,講習会そういうのをやって,弁護士とか何かでなくて,知識のある市民の方がボランティアでやると,そういう制度が,これから国でも県でもそういうことを普及するように頑張っています。町当局でも,民生さんとかケアマネジャー,そういう方にお願いして,定期的に研修会をやって,知識を集積して集約して勉強して,そういう方が成年後見人として率先して手を挙げていただくような方法についてお伺いします。

- ○議長(新井邦弘君) 五十嵐議員に申し上げますけれども、今の質問は(1)で権利擁護の勉強会を開催する考えはということで御質問なされました。それについて、三好課長は答弁なされましたので、同じことをもう1回質問してもよろしいということでよろしいですか。
- ○9番(五十嵐辰雄君) はい。
- 〇議長(新井邦弘君) 三好課長。
- **〇福祉課長(三好則男君)** それではお答えいたします。議員から御質問ございました市 民後見人ということでよろしければ、そちらを説明させていただきます。

市民後見人でございますが、こちら自治体が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見人として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方を言います。家庭裁判所による後見人等の選任において、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職や、また親族だけでなく地域の実情をよく知る市民後見人という選

択肢をつくっていくというものです。

今後、成年後見制度を利用する方が増えていくことが予想される中、市民後見人になっていただく方を要請していくことは必要になってくると考えております。しかし、市民後見人を養成するには、講師等を含めた体制を整備していく必要などもございますので、近隣市町村の実情等も調査しながら今後の方向性について検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- ○9番(五十嵐辰雄君) ありがとうございました。よく理解しました。

そこで、町のほうの関係ですが、社会福祉協議会、これは町の福祉分野を担う大きなウエートを占めています。ここで質問になるか分からないのですけれども、社協のほうで成年後見人、指名後見人を依頼されてやっているところも数多くあります。補助している団体ですから、社協のそういった知識とかやっぱり状況を一番知っていますので、社協さんにも協力していただいて、福祉政策の一翼を担うというようなこともいいと思うんです。これからぜひ国のほうも大分制度も変わりますので、市民後見人になっていただくようなことをお考え願いたいと思っています。

それからもう一つ、今、成年後見制度、これについては、町のほうも大分積極的に力を入れてやっていますけれども、これには立法措置があるんです。名前を申しますと、法の名前ですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律があるのです。課長もこの中は随分承知と思うのですけれども、その中で、ここでは条文を読んでしようがないです。参考までに、第5条というのがあるんです。第5条には、地方公共団体の責務について規定があります。中身については、その地域の特性に応じて施策を策定し、及び実施する義務を負うと、義務を有するとなっています。さらに第23条には、市町村の講ずる措置も規定があります。こういう規定によって、これから積極的に成年後見制度、特に任意後見制度の普及に最善を尽くすようお願いいたします。答弁は結構でございます。

2番でございますが、ダイバーシティとねの推進についてお伺いします。

町のほうとしても、県のほうの取組に追従して、利根町は2番3番手に手を挙げて、県の行政に賛同してやりました。早速、町のほうでは、昨年11月に、ダイバーシティとねを宣言して登録しましたけれども、「広報とね2月号」に記事が掲載してあります。大分詳しく出ています。一般質問の通告する前に、広報が早くなりました。この25ページには、SDGs、それからダイバーシティとA4のページ割いてカラーで詳しく分かりやすく書いてありました。

それから質問の原稿を朗読します。

繰り返しますけれども、令和3年7月2日に、茨城県は、いばらきダイバーシティを宣言しました。そして、利根町は令和3年11月11日にダイバーシティとねを宣言し、登録し

ました。その中身については、実現のためには、年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向、性的自認に関わりなく一人一人が尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められている、とされています。

本町における考え方や姿勢について、次の4点について分けてお尋ねします。

これは「広報とね2月号」にもあらましが掲載してありますが、なかなか一般町民がな じみのない言葉でございます。ダイバーシティとは何でしょうと、なかなか難しいような 表現でございます。

そこで(1)ですが、ダイバーシティとねの実現を目指す本質的なものは何かについて お尋ねします。

〇議長(新井邦弘君) 佐々木町長。

〇町長(佐々木喜章君) ダイバーシティとねとは、日本語で多様性を意味しております。 我が国の課題である急激な人口減少、少子高齢化、経済、社会のグローバル化の進展など 社会情勢が大きく変化している中で、活力があり持続可能な地域社会をつくるためには、 多様な人材を活用し、ニーズや急激な環境の変化など、リスクへの対応力を高めることが 重要であります。

ダイバーシティとねの実現を目指す本質的なものとしましては、当町においても、年齢や性別、国籍、信念、障害の有無、性的指向、性自認等にかかわらず一人一人が尊重され、誰もが個々の能力を発揮し合える社会の実現に取り組むことで、様々なリスクに対応できるものと考えております。

〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。

○9番(五十嵐辰雄君) これ普及には、日常の生活でダイバーシティーというのは、言葉自体が定着がなかなかしないと思うんですが、だんだん自然にこうなると思うんです。 今、男女という言葉がありますけれども、例えば、NHKの紅白ですが、最近の新聞の世論ですが、なぜ紅白は男が白、女が赤とかどういう基準で決めたのかと、それから男とか女という、学校とか保育所、幼稚園の名簿ですが、昔は、最初男からやって女と男女混合名簿とか、いろいろ名簿順番もなかなか厳しく社会ではやってます。だから、今は非常に厳しいです。

そうすると2番ですが、中にも書いてありますけれども、この広報にも、多様な働き方の促進とワーク・ライフ・バランスの配慮、これについてお尋ねします。

〇議長(新井邦弘君) 佐々木町長。

〇町長(佐々木喜章君) 多様な働き方が求められる背景として、少子高齢化による労働力不足、人材の流動化、働き方改革の推進がございます。そのような中で、成長力や競争力を維持、向上させ豊かな社会を保つためには、それぞれが持つ価値観、考え方、ライフスタイル、能力、経験等の違いを認め尊重し合うことが重要であり、多様な働き方の実現が、ワーク・ライフ・バランスの実現にも役立つと考えております。

町では、多様な働き方の実現のために、広報紙、町公式ホームページやSNSやイベント等で意識啓発に努めております。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- **〇9番(五十嵐辰雄君)** それでは、次の3番ですが、広い視野、多様な価値観を持つ人 材の育成についてお尋ねします。
- 〇議長(新井邦弘君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** ダイバーシティーは、少数派、マイノリティーと呼ばれる人たちのために行われるものと思っている方がいまだに多いのが現状です。しかし実際には、性別や人種、年齢、価値観などの多様性を受入れ、認め合い、共存できる社会の実現を目指すものであります。そのためには、全ての町民がダイバーシティーを自分のこととして捉え、学校、家庭、地域社会、職場等という様々な社会集団生活においては、性別や立場の違いなどから生じる偏見や固定観念などを排除する必要がございます。

そのため、町では、町民のダイバーシティー意識の醸成を目的として、広報紙や町公式ホームページ等による情報発信や国県等が開催する各種セミナー等の情報提供などを推進するとともに、町職員につきましても推進体制の強化を図るため、職員研修などを実施しております。

- 〇議長(新井邦弘君) 五十嵐議員。
- O9番(五十嵐辰雄君) 4番ですが,最後ですが,現在,県内で団体,企業,ダイバーシティーを宣言している数は,まだ100以下ですね,なかなか知事が手を挙げて県が宣伝しても,県内の市町村,各種団体,一般企業等もまだまだこの制度自体が定着しないようです。町としても,町が宣言しても,広報紙に大きく掲載すれば,これだけ町民が関心を持ってくれます。前には,SDGs,これも連載で大分17の達成目標を掲げて,大分,町民の方も関心を持ってきました。

今、町を歩いてみても、町長をはじめ多くの方がバッジを胸につけて、胸を張って歩いてます。非常に町民の関心高いです。町長さんは随分SDGsバッジつけてきて、あれ何のバッジだよと、議員は議員のバッジ、町長は何だろうか、こんなのつけているからと、そういう目立つのだよね。だから町民の関心が、町長のバッジで大分関心高まってきました。全ての町民がSDGsの関心持ってもいいと思うんです。

そして、各企業とか団体でも女性の管理者が少ない。だから、今どこでも女性登用を大分考えています。だから、女性の管理者は町ではどのくらいいるのでしょうか。これから町長、町でもやっぱりダイバーシティーについても、女性の登用、これもまずお手本を示すのが、役場でございます。利根町でも、役場のような立派なビルはここしかないのですから、高いビルでいいことを発信すればすぐ届きますので、やっぱりお手本を示すことが町の方向でございますので、その点について町長のお考えをお尋ねします。

〇議長(新井邦弘君) 佐々木町長。

〇町長(佐々木喜章君) 町では、町の最上位計画である第5次利根町総合振興計画に基づき、当町の将来像として掲げた「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」や第2次利根町男女共同参画推進プランにより、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を進めているところでございます。

議員の御質問にあります、本町行政組織の各部門にわたる課題を抽出し、範を示す取組につきましては、これら様々な施策を推進する中で、ダイバーシティーの考え方を取り入れ、課題を抽出し、その解決に取り組んでいくことで、職員はもとより町民の皆様へのダイバーシティーの意識浸透につながるものと考えております。

O議長(新井邦弘君) 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。 暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時47分休憩

午前11時00分開議

○議長(新井邦弘君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。2番通告,10番若泉昌寿議員。

[10番若泉昌寿君登壇]

○10番(若泉昌寿君) 皆さん、こんにちは。2番通告、若泉でございます。

私は、羽中地区にある大規模農地について質問させていただきます。

実は、12月にも私、一般質問やったんです。それでいろいろと答弁はいただいたんですが、答弁の内容と違うもので、さらに今回やります。

なぜかというと、私、羽中地区に住んでおります。それで、この大規模農地というのは、羽中の集落に面したところにあるんです。ですから、開発されている途中なんですが、今その途中でやめております。夏になりますと、ヨシというのですか、ヨシが私の背の高さ以上に伸びちゃいます。そうすると、先が見えません。夏はそういう状況なんです。それで冬になりますと、それが枯れます。枯れてきますと大変に、火災ということに関しますと危ない、ですから、12月も何とかヨシを刈ってもらいたい、そういうことで私やりました。答弁は、努力して何とか刈るようにしまして、行政のほうも業者のほうに言ってくれましたが、12月に刈るというそういう答弁でございましたが、刈りました。刈ったのはいいのですが、皆さんにも言いますけれども、ニュータウンのほうから真っすぐ浄化センターのほうに行きます。その道路、左と右に分かれています。刈ったのは左側じゃなくて、右側刈っているのです。右側を刈ったということは、羽中の集落、ましてやニュータウンのほうにも近くなっている、はっきり申しまして、それでは意味がないんです。左側を刈ってそれから右側を刈ってくれればいいものを、右側、布川寄りを先に刈ったのでは、火がついたらもうどうしようもないのです。そういう刈り方をしていますから、何としてもまた今回やろうということでやるようなわけでございますので、皆さん御了承ください。

今、大まかなことを言いましたが、そのヨシを12月には刈ると答弁をいただいたんです。 それが、行政のほうとしては、業者さんに言ってくれたわけです。それで業者さんも、12 月中には刈りますよと言ってくれておきながら、さっきも言いましたように反対側を刈っ たのでは意味がない、なぜ左側を刈ってくれなかったのか。ですからこれに対して、私、 行政のほうにもお聞きしたいんですが、刈った後、その現場のほうへ見に行ってくれたの か、見に行ってくれれば分かるわけですから、左側を刈るべきなのをなぜ右側を刈って、 左側は今も現在そのとおりですからね、行けば私の背の高さよりも高くなっても、まるっ きり枯れていますから、ちょっと火がつけば、風は当然出てきますから、火がつけば、そ うしますと本当に羽中の集落に対しては危ないです。私もそういうことで、おまえ羽中出 身の議員なんだから、農地のことについては年がら年中のように言われます。

あの農地というものは、前は本当に優良な田んぼだったんです。それが、20年も前になりますかね、住宅開発を行うんだということで兼松がやり始まりまして、結局は、住宅開発はできなかった。なぜできなかったというのは、恐らくバブルがはじけてそれで建てても無理でしょうということで、兼松は手放しちゃったわけです。手放して、今度はある業者にその土地を売りまして、その業者も結局、旧東文間、学校を利用しての農業関係のことをやるんだということで一時は決まりそうだったんですが、それも結局は駄目になってしまって、その後、今の会社が買って、今度は埋立て一部始まりました。約4分の1ぐらい埋立て始まりまして、サツマイモを作るんだ、我々住民にも説明を受けました。そういうことでよかったなと思っていたんですが、今こういう状態なんです。

ですからまずは、課長にも、町長、お聞きしたいんですが、業者との話合い、12月に刈ると言って、それで刈ったのは刈ったんですが、先ほど言いましたように、反対側、なぜ反対側を刈ったのか、それで業者はその後、見に行っているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。あとは自席で質問いたします。

○議長(新井邦弘君) 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤農業委員会事務局長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長近藤一夫君登壇〕

〇農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) それでは、若泉議員の御質問にお答えいたします。

羽中地区にある大規模農地のヨシの草刈りについてでございますが、昨年12月9日に、 草刈り等による保全管理の依頼をお願いいたしました。布川地区側の大区画につきまして は、ほぼ完了しておりますが、羽中地区の住宅に近い区画については、いまだ実施されて いない状況でしたので、再度電話により依頼をお願いしたところでございます。

業者の話によりますと、羽中側のところに重機が入ろうとしたところ、地面が軟らか過ぎて作業ができなかったということでございます。今後も、現地パトロール等を実施しながら注視していきたいと考えております。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **○10番**(若泉昌寿君) 今,課長のほうから,業者との話合いの答弁ございましたが,まず,結局,布川側寄りのほうを先に刈った。それに対して羽中側寄りのほうを刈れなかったというのは,地面が軟らかいから入れなかったということなんですが,課長,今までに三,四回は刈っています。なぜ今回に限って入れないというのは,これは私には信じられません。課長も,町長だって知っていると思います。何回か刈っていますから,全体的に,それはちょっと,業者のほうがそのように言ったんですか。ちょっと答弁。
- 〇議長(新井邦弘君) 近藤農業委員会事務局長。
- ○農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) 2月に業者のほうに再度依頼をしたときに、羽中側のほうが特に枯れていない状況だったものですから、羽中側のほうもよろしくお願いしますという依頼をしたところ、ユンボですか、バックホーですか、の機械ではちょっと難しいので作業ができなかったという回答をもらいました。
- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。

以上です。

- 〇10番(若泉昌寿君) 今,課長,ユンボと言いましたけれども,今まで乗用の草刈り機械で刈っていたのです。今までは,三,四回刈っていますから,全体的に,それでなぜ今回はユンボ,布川側のほうを見ると,私の見た感じですよ,私,素人だからよく分からないのですが,草を刈ったというよりも,ユンボか何かそういうブルドーザーか,布川寄りが刈ったというよりも,そのように潰したような感じなんです。今までは,利根町にもありますよね,乗用の草刈り機,ああいうもので今までは刈っていたのですから,刈れないということはないんです。その辺が,よく行政と業者との話合いのうまくいっていなかったのかなと思うんです。大体どう見たって,羽中の家が並んでいるほうをそのまま残しておいて,全然,田んぼのほうをユンボか何かで潰したにしろ何にしろ,それはちょっとおかしいと,どう考えてもおかしい。もし草刈り機械が手に入らないというか,借りられないとか何かだったら,同じやるにしても,ユンボを羽中のほうを潰せばいいのです。そうすれば,ある程度刈ったような状況になりますから,平らになりますから,その辺は,業者と話し合ったことはないですか。
- 〇議長(新井邦弘君) 近藤農業委員会事務局長。
- 〇農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) それでは、若泉議員の質問にお答 えします。

あくまでも、所有地での草刈りに関しましては、町としてはお願いすることしかできないものですから、機械については、こちらとしても同じような、何と言うんですか、ユンボじゃなくて普通の草刈り機でやるものだと思ったのですが、実際に始まったときに行ったときには、バックホーのちょうど前の部分に草刈り機をつけたもので実施しているのを見ましたので、それで進んでいると、羽中側のほうはということを聞いたときに、この機

械では難しいのでということで回答を得ています。 以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 私、羽中で生まれてもう80年近くになるんですから、あの辺の田んぼの状況はよく分かっています。どちらかといったら、要するに、浄化センターへ行く通りを境にして布川寄りの近くのほうが、化土といって軟らかいのです。ですから、我々牛とか馬でやっていたときなんていうのは、足がずぶずぶ潜っちゃって腹がついて上がれない、そういう状況がたびたびあったんです。ところが、羽中寄りのほうは、そういうところはないんです。ですから、どう見たって、田んぼのどっちが軟らかいかと言ったら、布川寄りのほうが軟らかい、それはここで言ってもしようがありませんから。ただそこで、ユンボの前に草刈り機械をつけてそれでやった。ですから、羽中寄りはその機械では、ちょっと軟らかいものでやれないから、やらなかった。

ただ、そのまま置いといて、今何月なります、もう2月終わりましたよ。それでも、今でもその状況なんです。ですから、これは業者に、やらなければ再度言っていただいて何とかしてもらわなければ、行政の役目として、これは言うのが当然じゃないのかな。12月過ぎても、1月過ぎて2月過ぎて3月に入りましたよ。それで今の話合いの具合では、羽中寄りはいつ刈るんだと、そういう話合いはできているんですか。

- 〇議長(新井邦弘君) 近藤農業委員会事務局長。
- 〇農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) 2月に電話をした以降,こちらの連絡不足もあると思いますが,再度連絡をし,重いやつじゃなくて草刈り機のほうで早急な実施をしてもらうようにお願いの依頼をしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 要するに、あそこの20へクタールというのは、先ほども冒頭でも言いましたけれども、二十数年たっているんです。それまでは我々も田んぼを持っていたんです、はっきり言って、1町近くそれを手放した、そういう人たちが羽中の人たちなんです。それも20年以上もほったらかしで、結局今ああいう状況なんです。私も、今度は何とかなるのかな、住民との説明会も行いましたし、続けてやるのかなと思って、結局は、約4分の1くらいだろうと思いますが、埋め立てました。そこはサツマイモを作ります。そのような返事なんです。これから作るんだと思いますが、あそこを埋め立てて整地をして、サツマイモならサツマイモ作るようにやって、今現在やるような形に持っていくのが当然じゃないですか。それで我々地元の人は、今4分の1くらい埋め立てた後、すぐ今度、その先のほうも少し埋立て始まったんです。そうしたら途中でやめちゃって、結局は、年越しちゃって、今現状あのままなんです。

あそこの今度,埋立てに、2期目と言いますか、そちらのほうはいつ頃からやる予定な

のか,この前,12月に聞いたときには,土の都合でとかというそういう答弁は受けましたけれども,その後の話合いではどういう状況になっているんですか。

- ○議長(新井邦弘君) 若泉議員に申し上げますけれども、土の問題ということは、(2) の答弁の中に入っているんですけれども、そちらでよろしいでしょうか。
- 〇10番(若泉昌寿君) いいです。
- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(飯田喜紀君)** 株式会社未来ファームに確認しましたところ, サツマイ モ栽培に適した土がなかなか見つからないので, 土の発生元をいろいろ探し回っていると の回答でした。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 今,埋め立てる土が見つからない,そう言いましたよね。それで許可の期限は,12月に聞きましたけれども,既にもう終わってるんですが,引き続き許可をもらってあると,そういう答弁をしましたよね,しませんか。
- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(飯田喜紀君)** 若泉議員の質問の中にもあるように、令和4年9月17日まで延長しておりますので、期間は9月17日まで延長しております。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** ということは、許可は県のほうからもらってあるわけですから、 土のほうさえあればすぐやれると、そういう感じでいいわけだよね。

それで、私、あそこの掲示板というんですか、あそこを見て調べてきたんですが、既に大成建設、書いてあるとおり読みますからね。これは白井市の堀込というところかな360、これだけいただけると書いてあるんです。2番目、印西の中央南これが256、3番目、白井市の武西というのかな、その辺は詳しく分かりませんが、879、4番目として、大和ハウス、印西牧の台、2万7、674立方メートルでしょう、これだけの予約というよりも、契約が結んでいるのでしょう。だから、これはないということはないと思うんです。その辺どうなんですか。

- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(飯田喜紀君)** その土、どこの土を言っているのか私のほうでは分からないんですが、未来ファームに確認したところ、土が、千葉県から出る土に関しまして、サツマイモに適していなかったということで、まだ埋立てする土が見つかっていないという回答を得ております。
- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** ということは、そんなことをやっていたら、また期限が切れち

ゃうのじゃないですか。現在,その4分の1埋め立ててある,あそこは今年,耕作する予 定とか何か聞いていますか。

- 〇議長(新井邦弘君) 近藤農業委員会事務局長。
- 〇農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) 作物栽培の予定ですが、株式会社 未来ファームに確認したところ、今年は5月頃、サツマイモと肥料として効果のある緑肥 作物のヒマワリを作付する予定と聞いております。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- ○10番(若泉昌寿君) 私、課長たちのことを責めているわけではないのですけれども、12月の答弁のときには、サツマイモは土質がちょっと合わないから、取りあえず今年は、ヒマワリを植えると、そのように答弁してくれたんです。ですから私は羽中の人たち、知り合いの人には、今年は埋め立ててあるところはヒマワリを植えるんだそうですと、ですから、ヒマワリでもサツマイモでも、ヒマワリを植えてあれば、本当にお花畑でいいだろうなと、そのように私は地元の人たちには言いましたよ、だから、私、言いたいのは、作物を作るにしても埋立てするにしても、業者と行政がよく話し合ってそれで、あやふやじゃなくきちんとした答弁を私はもらいたいんです。草刈りにしたってそうでしょう、先ほどに戻るわけじゃないけれども、民家のあるほうを刈らないで、なぜ反対のどうでもいい、どうでもいいということはないけれども、そちらを刈らないくちゃいけないのだと、だから答弁ははっきりしてもらいたいんです。私ここで一般質問やってその答弁を聞いて、その答弁は、実はこうこうなんだよと住民の方たちにはっきり言っているんです。だからあやふやな答弁ではなく、きちんとした答弁をもらいたいんです。もう一度聞きますけれども、今年から作物はサツマイモ植えるのか、植えないのか、はっきりちょっともう一度、去年はヒマワリと言っていたんですから。
- 〇議長(新井邦弘君) 近藤農業委員会事務局長。
- 〇農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) 先ほどもお答えしましたが、株式会社未来ファームのほうに確認したところ、今年は5月頃からサツマイモと肥料として効果のある緑肥作物のヒマワリを作付する予定と聞いております。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 今の答弁ですと、今度はサツマイモとヒマワリ二つになりましたよね。それは半々だろうと3分の1とか何かそれは分かりませんけれども、このように答弁が違っちゃうんですよ。私は本当に、はっきりした答弁を聞いてもらいたい、それで、我々にもしてもらいたい。そうすれば、私たちはちゃんと地元の人にもこうこうこういうわけだからってはっきり言えるわけです。今回は、12月にヒマワリと言われましたら、うちのほうの人たちはヒマワリを植えるんだってそう思っています。そうしたら何だと、そ

ういうことになります。

ですから、これは私本当に行政を責めるわけじゃないんですけれども、私たちが直接行くよりも行政が業者のところへ行って、埋立てはどうなんだ、作物はどうなんだ、そのようにはっきり話を聞いてそれを我々に答弁してくれるのが親切というか当然なんじゃないですか、そうすれば、私たちも住民に対してもはっきり物事が言えるわけです。ですから、これ以上この件で言いませんけれども、何事に対しても皆さんの一般質問でも、これは全て同じ、業者関係していれば業者とよく話し合ってその答弁をしてもらいたい。町の考えだったら町の考えでそれは関係課長とか皆さんと相談して答弁をしてくれれば、はっきり分かるわけなんです。ですから、そのようにしてもらいたい。

その話はもうやめますけれども、今度埋立ての話なんです。先ほど私、1から4番まで言いました、これはきちんと、これだけの土量をどこどこからもらって埋立てを行いますということを大きな掲示板にちゃんとしてあるんですから、その辺が先ほどはちょっと違うらしいけれども、もう一度この件に関してどうなのか、業者と1から4番までの契約したところとのそれはどのようになっているのか、はっきり教えてもらいたいんです。

- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(飯田喜紀君)** 未来ファームがどういう契約をしているか、そこら辺のところは分からないんですが、実際、未来ファームに確認したところ、先ほどお話したようにサツマイモの適した土をいろいろ探していまして、多分その工法がそちらに書いているところだと思うんですが、そこの土をいろいろ調べたところ、サツマイモに適していなかったということで、今、違うところを探しているような状況になっております。

先ほど9月17日まで延長ということになってお話しましたが、その中で見つからなければ、また再度、延長する可能性はあるのかなと思っております。 以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- ○10番(若泉昌寿君) 何かちょっと私は納得できないんです。要するに、未来ファームがあそこを全てサツマイモを作るんだという計画だったらば、この土盛りする土は調べるのが当然じゃないんですか、サツマイモに適しているのか、全然サツマイモに合わないのか、それを、ただ適当に1から4番まで、この数字まで、埋め立てる数字までちゃんと契約して、それで看板は、うその看板なんですか、そうなっちゃいますよ。きちんと貼ってあるんですから誰が見てもおかしくないように、それで今間けば、サツマイモには適していないから違う土を探すんだって、私だってそれは納得できないです。だからその辺を業者は、業者ですよ、よく話し合って、それで我々に答弁してくれるのが当たり前の話でしょうよ。今度、サツマイモの土に合わないから、あそこに貼ってあるところからは土は運べません、見つかるまではどうなるか分かりませんって、そういうことなんでしょう、あそこの土はもらわないわけでしょう、違うの、それでほか探すってそういうことなの、

その辺までは話していないのかどうなのか。

- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(飯田喜紀君)** 掲示板に書いている場所から持ってくるということは、 初めの許可の段階であそこを埋立てするに当たって許可をもらったときに、予定ではそち らから持ってきて埋立てするという予定だったということです。その後、持ってくる予定 の土に関しましていろいろ調べたところ、先ほどもお話したようにサツマイモに適してい ない土だということが分かったということで、今は違う土を探しているという状況でござ います。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 課長,それはおかしいでしょう,一番最初,あそこは全部サツ マイモ畑にするために埋立てをするんだというそういう事業計画で始まったことなんでし ょう、それで結局はどこから土を持ってくるか、こことこことここと私さっき四つ言いま したよね4か所、それで、ここならばサツマイモに適していると業者は決めたわけでしょ う,それで決めて,課長いいよ,私の話も聞いてください。そのように決めてそれを公の 看板として張り出して今でもあるわけでしょうよ。それが今度新たに調べたら,聞いてい る課長、新たに調べたらサツマイモには適していないから、その土は持ってこられないよ と、持ってこられなければどうするんだといったら、違う土を探しますということなんで しょう,それは探すのは結構ですよ。そのようになった場合はあの看板は取り外したらど うなんですか,1から4までわざわざ,どこから何平米,どこから何平米と書いてある, それをまだ貼りっ放しなんです。埋立て許可だって直していないんです。それで堂々と貼 ってあるんですから、興味のある方はみんな見ますよ。こういうところからどれだけの土 を持ってきて全体を埋めるんだって見ています。私の言いたいのは、よく業者と話し合っ て、サツマイモに適していない土ならば持ってきたってしようがないんだから、違うとこ ろ探しているんでしょうけれども、今の取りつけてある看板は取り外すのが当たり前なん じゃないですか, 課長どう思います。
- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員に申し上げます。

若泉議員の質問は、羽中地区にある大規模農地についてという質問で、質問の要旨は、例えば、除草されていないのにその指導経過と結果について伺うが1番で、2番目は、今後の埋立て工事予定について伺う。3番目が、この場所にいつ頃から作物栽培予定なのか伺うということで、三つの質問もありましたけれども、今の質問だと、それって民間会社の結果に基づいてやる作業だと思うんですよ。それが役場の課長が答えるべき答弁なのかどうかということで、課長が答えられれば答弁していただきたいと思いますけれども。

- **〇10番(若泉昌寿君)** 3番目に書いてあるでしょう。
- ○議長(新井邦弘君) 予定なのかと書いてあるんですけれども。先ほど、四つ。

- **〇10番(若泉昌寿君)** サツマイモと土が合わないからってそういう答弁だから聞いている。そうじゃないの。
- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(飯田喜紀君)** 先ほど答弁ちょっと食い違っているところがあったんですが、今確認しましたところ、4か所から土が出ているんですが、当初予定していた土量がその場所から出てこなかったということで土量が少なかったということで、掲示板といいますか看板に出ているところからは搬出されて現地のほうに入っております。ただ、予定の数量がそこから入ってこなかったということで、足らなかった分に関して先ほど一番最初にお話したサツマイモに適した土がどこかにないかなということで、いろいろ探しているんですけれども見つからないというのが現状でございます。

以上です。

- **○議長(新井邦弘君)** 飯田生活環境課長,若泉議員からそういった看板を外すべきじゃないかというような質問もありましたけれども,その点についてはいかがですか。
- ○10番(若泉昌寿君) それは最後に聞きます。
- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。
- **〇10番(若泉昌寿君)** 要するに、あそこに数字的に書いてあるそれだけの土量はなかったと、それは大体あれですよ、食い違うことあるからこれは理解はしますよ。ただそういうふうになった場合は、今、議長もちょっと言ってくれたけれども、看板は書き直しするべきなの。あの看板で一つは、許可の日にちも違っていますから、もう過ぎちゃっているんですから、それを書き直すこと。それから、土量の数量も分かれば書き直すこと。それは公に看板きちんとかけてあるんですから、これは通る方、興味のある方、全て見ますから、そうすれば皆さん信用するんですから、それだけは行政のほうから強く言って書き直すところは書き直してもらいたいようにしてもらいたい。

それで最後に聞きますけれども、サツマイモの土に合わないから今のところ埋立てできない、それはすぐは探せないでしょうけれども、それもよく業者と話して、いつ頃になったらその土が見つけて埋められるのか、1年先なのか2年先なのか、そのくらいのことは、まだいいです、そのくらいのことは聞いてもらいたい、はっきり言って。それに対して答えてくれますか、いつ頃だか。

- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(飯田喜紀君)** まず,看板の件に関しましては,許可自体は県のほうで許可しておりまして,県のほうに数量が看板と違う点に関して看板を直さなくちゃいけないとかも含めて,県のほうに確認させていただきます。また,土に関しましては,先ほどからお話しているように土が見つからないということで,いつになるかという予定のほうもお聞きしたんですが,いつになるか分からないという回答を得ております。
- 〇議長(新井邦弘君) 若泉議員。

〇10番(若泉昌寿君) ただ、ここまで書いてあったものが、それはサツマイモに適さないという理由で、それでじゃあいつなるか分からないというのは、それはあまりにも業者として無責任、ですからそういうところは、言うべきところは、これは行政のほうから強く言うべきだと私は思います。

それで最後に、もう一つ聞きます。今、刈っていないヨシはいつ刈るのか、それは、はっきりしてもらいたいのと、一つ先ほど言いましたけれども、既に埋め立ててあるところは、5月頃からサツマイモとヒマワリを植えると答弁してくれました。その件に関しては間違いないですね。それで答弁してくれば、あとはいいです。終わります。

- 〇議長(新井邦弘君) 近藤農業委員会事務局長。
- 〇農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) ヨシの刈りについては、再度、株式会社未来ファームのほうに草刈り機での草刈りですか、ヨシ刈りですか、のほうをお願いします。
- **〇10番(若泉昌寿君)** お願いしますじゃなくて、いつまでに刈るか、そこまでちゃん と回答お願いします。
- 〇農業政策課長兼農業委員会事務局長(近藤一夫君) あと、サツマイモについては、これも株式会社未来ファームに確認したところ、今年は、5月頃からサツマイモと肥料として効果のある緑肥作物のヒマワリを作付する予定と電話のほうで聞いております。

以上です。

- ○10番(若泉昌寿君) ヨリ刈りの件は確認をお願いします。
- ○議長(新井邦弘君) 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を13時30分とします。

午前11時43分休憩

午後 1時30分開議

○議長(新井邦弘君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。10番若泉昌寿議員から所用のため早退するとの届出が ありました。定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

3番通告, 4番大越勇一議員。

[4番大越勇一君登壇]

○4番(大越勇一君) 皆様こんにちは。3番通告,4番,令和デモクラシーの大越勇一です。新型コロナウイルス感染症の蔓延で,利根町でも大勢の感染者が出ております。オミクロン株の猛威により重症化リスクも高まり,医療提供体制の逼迫が続いております。まずは,ワクチン接種をして感染防止に努めていただきたいと思います。また,傍聴の皆様,そしてインターネットで議会中継を御覧の皆様,貴重な時間をいただきまして感謝申し上げます。

それでは, 通告に従い質問いたします。

今回は2項目についてお聞きいたします。

質問事項1,住民サービスの向上について伺います。

本町においても、少子高齢化が著しく進行して、人口が減少傾向にあります。平成5年3月末2万1,010人をピークに、年々人口が減っております。令和4年2月1日では1万5,536人で、ピーク時より5,474人の減少です。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2045年これから23年後、利根町の人口は7,853人で、現在より50.5%の減となり、人口が半分以下となります。子育て支援、教育環境、若者の移住定住を柱とした各施策や事業の着実な実行と効果検証により、必要な見直しを行っていくことが重要だと思います。

私たちが日常生活を送るために必要な各種サービスは、一定の人口規模の上に成り立っております。人口規模を割り込む場合には、地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になるなど、日常の生活が不便になるおそれがあります。

人口減少は、地方財政にも大きな影響を及ぼします。人口減少とそれに伴う経済、産業活動の縮小によって地方公共団体の税収入は減少しますが、その一方で、高齢化の進行から、社会保障の増加が見込まれております。地方財政は、ますます厳しさを増していくことが予想されます。こうした状況が続いた場合、これまで受けられていた行政サービスが廃止また有料化されるといった場合が生じることも考えられ、結果として、生活利便性が低下することになります。

また、これまで地域公共交通は、主として民間の事業者によって支えられてきました。 しかし、人口減少による児童生徒や生産年齢人口の減少が進めば、通勤通学者が減少し、 民間事業者による採算ベースでの輸送サービスの提供が困難となり、地方の鉄道や路線バスにおいて不採算路線からの撤退や運行回数の減少が予想されます。他方では、高齢化の進行に伴い自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として公共交通の重要性が増大しており、地域公共交通の衰退が地域の生活に与える影響は従前より大きいものとなっております。

人口減少に歯止めをかけるには、住民サービスの向上が喫緊の課題であり、魅力あるまちにすることが必要です。佐々木町長の指揮の下、町は住民サービスの向上について日々御尽力をいただいているところですが、さらなる向上を期待して、次のことをお聞きいたします。町民との住民協働事業の支援について伺います。

以降の質問につきましては自席で行います。

○議長(新井邦弘君) 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長(佐々木喜章君) それでは、大越議員の御質問にお答えをいたします。

町民との協働事業の支援についてですが、町では、住民協働事業補助金制度を創設し、住民団体の活動を支援して協働のまちづくりを推進しております。本補助金制度は、住民団体が実施する公共的な事業について町に提案をしていただき、審査の上、補助金を交付するものとなっております。今後につきましても、この制度を活用し、住民団体の自立と発展を支援することで協働のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越勇一議員。
- ○4番(大越勇一君) 住民協働事業補助金のこれまでの実績と現在の補助金制度の内容 について伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 川上政策企画課長。
- 〇政策企画課長(川上叔春君) それではお答えをいたします。

住民協働事業補助金制度は、平成25年度に創設をしまして、今年度までで6団体、6事業に対しまして延べ12件の補助金を交付しております。1団体、1事業に複数年度補助金を交付しておりますので、延べ12件となっております。また、来年度実施事業といたしまして新規に1団体、1事業を採択しまして、継続分も合わせて合計4件の補助金を令和4年度当初予算に計上したところでございます。

補助金制度の概要としましては、制度開始当初は、提案され採択した事業に対し、一律で年間30万円を3年間交付するものでございましたが、住民団体の方がより活用しやすく自立に向けた支援につながるように、令和2年度に制度改正を行っております。補助金を三つのステップに分け、併せて補助金の金額も見直しを行っております。その内容でございますが、一つ目が、住民提案型事業スタート型というものでございまして、設立から3年以内の団体が実施する事業に対し、1年度限りで5万円を上限に補助金を交付するものでございます。スタート型は、設立から間もなく活動実績が少ない住民団体を支援することを目的としておりまして、住民団体の方が申請しやすいように審査要件につきましても簡素化をしてございます。

二つ目が、住民提案型事業ステップアップ1型でございまして、これは、町内の住民団体が実施する公共的な事業に対し、補助対象経費の10分の10、年間20万円を上限に、最長で3年間補助金を交付するものです。

最後の三つ目ですが、住民提案型事業ステップアップ2型でございまして、これはステップアップ1型として3年間の補助期間が終了した事業に対し、補助経費の2分の1、年間10万円を上限に、さらに最長2年間、補助金を交付するというものでございます。

このように、住民協働事業補助金制度は、スタート型を含めますと最長で6年間、事業に対して補助が受けられる制度となっておりまして、これを通して補助金が終了した後も、自立して事業を継続していただけるよう住民団体を支援することで、協働のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 次に、町政懇談会やランチミーティングの実施など、町民の声を聞く努力をしてきましたが、今後の対話型行政の推進をどのように考えているのか伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 佐々木町長。
- ○町長(佐々木喜章君) 大越議員の御質問にもございましたが、対話型行政の推進といたしまして、主に町政懇談会やランチミーティングを実施してまいりました。昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町政懇談会は2年連続で中止せざるを得ない状況にあり、ランチミーティングについても以前のような形では開催できていないのが現状でございます。直接、意見交換をする対話の場を設けることは、町民の皆様の声を広く町政に反映していくことを目的にしており、町政に対する関心や理解を深めていただくことにもつながりますので、今後も継続していきたいと思っております。

対話型行政の推進には、情報の共有と要望等を町政に反映させる仕組みづくりが必要で ございます。町民参加の機会を提供し、町民が町政に関心を持てるような環境を整え、町 民と行政がそれぞれ一方通行の関係にならぬよう情報を分かりやすく公募をし、また、多 様な御意見を町政に反映していけるよう、より一層、町民の皆様の声に耳を傾けてまいり たいと考えております。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- **○4番(大越勇一君)** 佐々木町長になってから対話の場が増えて、住民の皆様も喜んでおります。また、行政アプリの導入など、行政の情報が様々な手段で提供していただけるようになりました。自治体からの情報は届けにくいと言われておりますが、利根町においては、かなり情報が届けられていると実感しております。今後も、さらに町民と町が情報を共有できるように取り組んでいただきたいと思います。

続きまして, 趣味やスポーツ, ボランティア活動を行う町民団体の活動について町はどのように支援しているのか伺います。

- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) それではお答えいたします。

ボランティア活動を行う町民団体等への支援につきましては、町の社会福祉協議会に登録し、主に福祉活動を行うボランティアサークルや団体等を対象に、利根町民すこやか交流センターの一室を開放し、活動場所を提供するほか、活動費の一部を助成するなどの支援を行っております。

また、日常生活において支援が必要な高齢者や障害者の方々への家事援助サービスや送 迎サービスなどを町が社会福祉協議会に委託して実施しております。在宅福祉サービスセ ンター運営事業、いわゆる、まごころサービスの協力会員として活動するボランティアの フォローアップを目的とした研修会や講習会等への参加費用を,社会福祉協議会が負担することで支援をしております。

以上です。

- ○議長(新井邦弘君) 狩谷保健福祉センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** 保健福祉センターで支援しているボランティ ア団体について御説明いたします。

保健福祉センターでは、介護予防を目的とした体操教室を運営するボランティア団体の活動を支援しております。シルバーリハビリ体操の普及活動をしている利根町リハビリ体操指導士の会と認知症予防のフリフリグッパー体操の地区運動集会を運営する利根フリフリクラブへの支援で、どちらも長年にわたり地域に根差した体操教室を実施している団体でございます。

支援内容は、体操教室の講師謝礼、研修会等の参加のための交通費、ボランティアの養成費用など活動経費の支援と活動内容の周知や教室を行う際の感染対策、茨城県や筑波大学など関係機関との連絡調整をしております。

以上でございます。

- ○議長(新井邦弘君) 桜井生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(桜井保夫君)** それではお答えいたします。

趣味やスポーツ,いわゆる生涯学習活動を行っている団体につきましては、文化協会が47団体、スポーツ協会が12団体、スポーツ少年団が5団体ございます。定期利用団体として文化センター、生涯学習センターを利用した場合の料金は5割を減額しております。また、社会福祉協議会に登録のあるボランティア団体が利用した場合には、無料となっております。会員や団員の募集、お知らせなどにつきましては、利根町民活動情報サイトでございます「とねっと」を利用できるようになっております。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) まごころサービスの活動内容と会員数等について伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) まごころサービスについてでございますが、日常生活上の負担を軽くするための助け合いの心を持った地域の方々により行うサービスで、3種類のサービスがございます。
- 一つ目は、家事援助サービスです。こちらは、日常生活上援助の必要があるおおむね65歳以上の高齢者や病弱な方々に対し負担を軽くするため、食事の支度、住居の掃除、生活必需品等の買物を行うものです。
- 二つ目は、送迎サービスです。こちらは、介護保険について要支援、要介護を受けた方 または障害者手帳をお持ちの方に対し負担を軽くするため、病院への通院、入退院時の送

迎, 福祉施設への入退所時の送迎, 公共機関への諸手続等の送迎を行うものです。

三つ目は、保育サービスです。こちらは、妊産婦の方や乳幼児、小学生を抱えた世帯の 方々に対し負担を軽くするため、主に保育施設等までの送迎を行っております。

また、会員数についてでございますが、利用会員数が175名、協力会員数が39名でございます。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 利根町シルバーリハビリ体操教室とフリフリグッパー体操についてお聞きいたします。いつからどのような活動しているのか伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 狩谷センター所長。
- **〇保健福祉センター所長(狩谷美弥子君)** それでは、大越議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず一つ,利根町リハビリ体操指導士の会についてでございます。こちらは平成17年より活動を開始して,現在,町内25の会場で週1回から月1回の体操教室を実施しております。令和2年度の実績でございますが、開催回数548回,参加者の延べ人数は6,279人となっております。

もう一つの団体でございますが、利根フリフリクラブでございます。こちらは平成15年より活動を開始し、現在3会場で月2回の地区運動集会を実施しております。令和2年度の実績でございますが、開催回数39回で、参加者延べ人数は538人となってございます。以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- 〇4番(大越勇一君) 次の質問に移ります。

福祉については様々な事業を展開しており充実していると思いますが、高齢者など情報 弱者は、福祉サービスを受けられていない方もおられると思います。本来、福祉サービス を利用したほうがよいと思われる方の救い上げなど、町はどのように努めているのか伺い ます。

- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) 町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう必要な福祉サービスの提供に日々努めているところでございます。支援を必要としている方を把握し、適切な支援につなげていくためには、相談から即時に対応できる体制が重要となります。支援の必要な方に対しては、身近にいる御家族や近隣の住民の皆さん、また民生委員等からの相談内容により、本人の状況などについて実態の把握を行い、必要な福祉サービスの提供につなげております。

また、社会福祉協議会や保健福祉センター、役場の各担当課などの行政側からの情報提供や相談から支援につながる場合もございます。町民の皆様が必要としている支援に即時

に対応できるよう支援体制の充実に日々努めているところでございますが、それでも支援の届かない方が実際におられるのが実情です。特に、独り暮らしの高齢者の方は、相談する相手が身近にいなかったり、認知症などにより、支援の必要性について自覚していないという方もおられます。そのような方たちにも支援が行き届くよう、これまで以上に、地域住民の皆さんや民生委員、自治会、老人クラブなど地域で活動されている方々との連絡体制を構築するとともに、医療機関や福祉関係事業所、見守り協定を結んでいる各企業などとも連携を強化し、支援できる体制を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 見守り協定の内容と協定を結んでいる事業所数について伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 三好福祉課長。
- ○福祉課長(三好則男君) 見守り協定についての内容と協定を結んでいる事業所数についてでございますが、現在、町では様々な業種の事業所と協定を結んでおります。日々の業務活動の中で、日頃から高齢者等の地域の要支援者に声かけや見守りを行い、異変や生活上の支障などを発見したときは町に通報していただき、町が対象者の現状把握や必要に応じた福祉サービスを提供いたします。現在、協定を結んでいただいております事業所数は17事業所でございます。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番 (大越勇一君) 少子高齢化と長寿化が進む中、独り暮らしの高齢者が多くなりました。しっかりと自立して元気に暮らしている高齢者が多い一方で、健康面など不安を抱えながら1人で暮らしている方もいます。今は元気でも年を取れば取るほど体力は衰えていくので、何かと不安要素は増えていきます。また、離れて暮らす家族の立場から高齢の家族の生活ぶりを不安に感じている方もいるでしょう、高齢になっても健康で安全に独り暮らしを続けていくには、周囲からの何らかの配慮や支援が必要です。特に安否確認については、体制を強化整備していただきたいと思います。

質問事項2に移ります。

各地区からの要望について伺います。

各地区からの区長要望は、毎年50件前後あると伺いました。その中には応えられないものがあり、その理由として、予算がないとの回答が見受けられます。

そこで、次のことをお聞きいたします。予算や要望の規模にもよるとは思いますが、優 先順位等があるのか伺います。

- 〇議長(新井邦弘君) 佐々木町長。
- **〇町長(佐々木喜章君)** 優先順位の基準となるものはございませんが、特に要望の多い 道路の舗装等に関しましては、各地区から道路整備の要望が多く寄せられていることや、

計画的に予算化し事業を進めていることから、全ての要望箇所を整備することは難しく、 すぐには対応できない旨の回答をしている場合もございます。

要望があった際には、現地を確認した上で対応を検討しており、特に緊急に修繕を要する箇所につきましては修繕等で対応し、改善を図るなどの対応をしているところでございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) どのような要望が寄せられているのか伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 飯塚総務課長。
- ○総務課長兼防災危機管理課長(飯塚良一君) 主な要望でございますが,道路の整備補修等,それと防犯灯,街路灯の設置等,カーブミラーの設置等,それと公園の樹木管理などがございます。
- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 防犯灯は、おおむね100メートル間隔で建てられておりますが、 場所によっては暗く感じるところもあります。そのような場合はどのように対応している のか伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 飯塚総務課長。
- 〇総務課長兼防災危機管理課長(飯塚良一君) 防犯灯の設置基準でございますが,議員 おっしゃるとおり,地区と地区とを結ぶ民家の少ない通学路で,おおむね100メートル間 隔を目安としております。このほか,窃盗などの犯罪が発生した場所でありますとか,児 童生徒の保護や防犯上必要と思われる箇所に設置しております。区長からの要望があった 場合には,日が落ちてから,要するに暗くなってから現地を確認して,必要か否かの判断をしております。
- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 次の質問に移ります。

区長要望に応えるためには、確かに予算がなければ応えられません。厳しい財政状況は理解いたしますが、町民の切実な声に応えることも、行政の責務だと思います。そこで、予算確保のために税金の滞納額に注目したところ、直近の令和2年度で全税目の滞納繰越分は約4,900万円に上ります。この大きな額を少しでも収納できれば、歳入も増え、区長要望の予算に回せると考えます。滞納整理はどのように行っているのか。また、収納率の向上についてどのように考えているのか伺います。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越税務課長。
- ○税務課長(大越達也君) それでは、大越議員の御質問にお答えさせていただきます。 滞納整理はどのように行っているかとの御質問ですが、まず、納期限までに完納されない場合には、督促状を配付いたしまして、督促状の配付から10日を経過しても完納されない場合には滞納処分を執行することとなります。

滞納処分の具体的な流れとしましては、書面等による財産調査を実施し、発見した財産について差押えの執行、現金化、税の充当を行うことにより徴収しております。また、滞納処分のほか未納分の一括納付が困難な方については、随時、納税相談を実施しております。

次に、徴収率の向上についてとの御質問ですが、茨城租税債権管理機構への職員派遣や 同機構による研修会への参加により、職員の滞納処分の知識の向上を図っております。そ の結果、滞納繰越分の収入未済額は年々減少傾向にあり、平成28年度には約8,400万円で したが、令和2年度は、大越議員の御指摘のとおり、約4,900万円となっております。

今年度は、コロナ禍の影響もあり滞納処分の積極的な執行が困難な状況にあることから、減収が見込まれますが、茨城租税債権管理機構への事案移管を含め、機構との連携を図りつつ、コロナ終息後については滞納処分をコロナ禍以前と同様に執行することで、徴収率の向上を目指したいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 茨城租税債権管理機構への移管件数と徴収実績について伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 大越税務課長。
- ○税務課長(大越達也君) それではお答えいたします。

直近5年間ということで、まず、平成28年、件数が11件、移管金額、こちらは本税のみとなります、956万5,114円。これに対して徴収金額が、こちらは延滞金も含んでございます、1,132万6,185円。平成29年、10件、移管金額が634万8,127円、徴収金額が564万7,221円。平成30年が、移管件数が10件、移管金額が649万8,680円、徴収金額が423万7,762円。令和元年度が、移管件数が9件、移管金額が607万3,895円、徴収金額が403万891円。令和2年度が、移管件数が9件、移管金額が762万5,582円、徴収金額が421万5,751円となってございます。

以上です。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- ○4番(大越勇一君) 各年度の差押え執行件数について伺います。
- 〇議長(新井邦弘君) 大越税務課長。
- ○税務課長(大越達也君) それではお答えいたします。

こちらも直近5年間ということで答えさせていただきます。

平成28年153件,このうち税に充当した額,国保税も含んでございます,581万8,135円。 平成29年,執行件数が117件,税の充当額が713万7,284円。平成30年が,執行件数72件, 税の充当額が419万8,221円。令和元年度,執行件数が66件,税の充当額が308万8,902円。 令和2年度が,執行件数が32件,税の充当額が114万1,400円。令和3年度が,令和3年度 の12月31日現在で,執行件数19件,税の充当額が120万6,781円となってございます。 以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 大越議員。
- **〇4番(大越勇一君)** 滞納整理は大変ですが、区長さんからの要望は身近な問題が多く、 できれば全て執行していただきたいと思います。

これからも、住民サービスが向上して、町民の皆様が安心で安全に暮らせるまちづくり、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向かって取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長(新井邦弘君) 大越勇一議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を14時20分とします。

午後2時06分休憩

午後2時20分開議

○議長(新井邦弘君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告, 2番山﨑誠一郎議員。

[2番山﨑誠一郎君登壇]

〇2番(山崎誠一郎君) こんにちは。令和デモクラシーの山﨑誠一郎でございます。

まず、お忙しい中傍聴にお運びをいただき、またライブ中継を御覧いただき、感謝申し上げます。コロナのオミクロン株の感染も、依然として増え続けております。町内では、3回目のワクチン接種も順次、行われております。また、国内では飲み薬の処方箋もようやく出てまいりました。長きにわたり、うがい、手洗い等の基本動作の御対応大変でございますが、引き続き何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、2年以上にわたりコロナ対応を担っていただいている町内の医療関係者、並びに 保健福祉センター等の関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。まだまだコロナ対応 による繁忙の日々が続くと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

我々令和デモクラシーは、去る11月18日に、佐々木町長宛てに令和4年度予算への重点 配分と事業執行についてといたしまして、8項目から成る要望書を提出いたしました。本 日、私は二つの質問をいたしますが、その一つ目の質問として、その8項目の要望書にも ある移住定住の促進について御質問いたします。

国内の移住に関しては、長年にわたり、主に働き口や通勤先、そして通学先を求めて、 大都市圏へ転出が続いてまいりました。利根町においても、首都圏40キロ圏内にあるにも かかわらず交通網の不便さや働き口の少なさ等により、人口流出傾向が続いておりました。 近隣の自治体においても、例外ではなかったかと思います。

しかしながら、今回のコロナにより、大きな変化が生じてきておると思います。通勤時

間の短縮、働き口及び通学の短縮を求めて大都市圏へ集中していたものが、コロナによる リモート勤務等により、大きな変化が出てきております。大都市圏へ移住しなくても、 I CTの活用等によって自宅などでも仕事をこなせるということが分かってきたからだと思 います。

それと、昨今の企業の発表でも、都市部における大きなビルや高価なビルでの仕事のやり方を見直して、リモートによる業務対応ができることが分かってきたため、以前より安価なビルなどでの働き場所を模索しているようであります。このようなことが原因かと思いますが、近隣自治体でも、隣の取手市が人口増加に転じたようでございます。今まで柏市が増えていたのですが、松戸市も人口の流出、減少があったんですが、今は増加に転じているようであります。

今まで、国の政策でも、都市部への一極集中の問題点の解消にいろいろな提案がありま したが、なかなか解消には結びつかなかったのが現状であります。しかしながら、今回の コロナ禍において、都市部からの人口流出という現象が生まれております。

そこで、利根町においても、移住定住の促進として今までいろいろな施策を検討いただいておりましたが、今回、PRとしまして、非常にタイムリーな3本の動画を作成していただいたことを承知しております。私も拝見しましたが、テレワーカー編、働く女性編、起業編として展開されておりまして、利根町の魅力を生かした内容で、非常によい出来栄えだと思っております。年代や地域、性別などを絞り込んで効果的に、移住する前の考えや移住後の感想などを非常に分かりやすくまとめられております。

インターネットを活用してのPRが、現在の世の中においては非常に有効と考えます。 どうか町外の皆さんに、今回のPR動画を見ていただく効果的な施策をお願いしたいと思 います。そして、このPR動画を町外の方に見ていただき、利根町に移住してくれること を願うものであります。

コロナ禍による近隣自治体での都市部からの人口流入現象が起きている中で,利根町としての今後の考え方,インキュベーションやら,まちなか商店街やらいろいろ考えてくれていらっしゃいます。そしてそれらを含めて,令和4年度の取組についてどのように考えているかを伺います。

あとは自席にて御質問いたします。

○議長(新井邦弘君) 山﨑誠一郎議員の質問に対する答弁を求めます。 佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

〇町長(佐々木喜章君) それでは、山﨑議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少及びコロナ禍等の変化に対応する移住政策についてですが,議員御指摘のとおり,現在,コロナ禍によるテレワーク等が普及したことにより,都心部から地方へ移住しようという機運が高まっております。

まず、今年度実施している移住施策について申し上げますと、移住促進に関するPRとしまして、移住定住PR動画を制作し、町の公式ユーチューブチャンネルで令和4年2月15日から公開いたしました。この動画は、テレワーカー編、働く女性編、起業編の3本になっており、それぞれのテーマに合わせ、実際に本当に移住をされた方に御出演いただきまして、移住を検討されている方の不安や疑問に答えていただくという内容になっております。

また、移住に対する支援策としましては、従来より実施している利根町新築マイホーム取得助成金の見直しを行い、テレワーク勤務による加算要件を追加しております。これにより、令和2年度までは、町内に新築住宅を建築または購入された方に対し、基本額と転入要件による加算、中学生以下の子供がいる場合の加算を合わせ最大50万円の補助金を交付していたものに、今年度より、転入者でありかつテレワークにより勤務する方の場合にはさらに5万円を加算し、最大で55万円を助成金として交付するものでございます。加えて、図書館内にコワーキングスペースの整備も行いまして、テレワークのための環境づくりを図っております。

さらに、茨城県と連携した利根町わくわく茨城生活実現事業移住支援金制度につきましても、令和3年6月より事業を開始いたしました。この移住支援金制度は、東京圏から当町に移住された方で、就業要件等の所定の要件を満たす場合に支援金を交付するもので、単身で移住された場合は60万円、世帯で移住された場合には100万円を交付いたします。この利根町新築マイホーム取得助成金と利根町わくわく茨城生活実現事業移住支援金については、それぞれの要件を満たせば、この二つの助成金と支援金は同時に交付いたします。続きまして、来年度から実施します移住施策について申し上げます。

まず、移住促進のPRにつきましては、今年度に制作した動画を活用し、地域や年代、 性別などで絞り込みをかけて、効果的なウェブ広告を図り、認知度の向上につなげたいと 考えております。

次に、移住支援策としましては、先ほど申し上げました、今年度から実施している利根町わくわく茨城生活実現事業移住支援金で、18歳未満の子供がいる世帯の場合には、従来の100万円の支援金に加え、来年度から子供1人につき30万円の加算要件を追加いたします。これにより、移住にかかる経済的負担の軽減を図ることで、移住促進につなげたいと考えております。

さらに、定住に関する支援策としまして、令和4年1月28日に総務省より公開された住民基本台帳人口移動報告2021年結果によりますと、当町において、20代における転出が、全年代の中で最も高くなっております。これは、大学卒業及び就職を機に本町から転出する方が多いことが要因であると考えられます。これを食いとめるため、町では、来年度より、利根町奨学金返還支援補助金制度を創設いたします。この奨学金返還支援補助金は、大学等を卒業し就職した後も継続して当町に居住していただく場合に、奨学金返還額の一

部を補助する制度となっており、この制度を活用いただくことで就職後も当町に継続して 住み続けていただけるよう定住促進を図っていきたいと考えております。

このほか、コロナ禍に対応した施策といたしまして、町民の方を対象としたテレワークセミナーの開催を予定しております。このセミナーは、ワードやパワーポイントなどテレワークに必要なスキルを習得、向上していただくためのセミナーとなっており、テレワークや在宅ワークによる就労を推進し、当町に働き続けることができる環境づくりを行うことで定住促進につなげていきたいと考えております。

今後につきましても、当町に興味を持っていただき、住んでみたいと思っていただけるような移住施策と、これからも住み続けたいと思っていただけるような定住施策を併せて推進していきたいと考えております。

また、移住の受け皿となる空き家バンクにつきましては、PRを継続するとともに空き 家所有者にアンケート調査を実施し、この結果を基に登録を増やすための施策を検討して いきたいと考えております。

- 〇議長(新井邦弘君) 山﨑議員。
- ○2番(山﨑誠一郎君) ありがとうございます。

次に、私はいろいろ質問用意していたのですが、今、町長の答弁でほとんど言っていただきまして、その中で、各種今おっしゃっていただいたものと、町外の人に見ていただくということが、先ほどから言っておりますように、非常に重要だと思います。今回の3本の動画、あれはインタビューしたものをその場で聞いて皆さんにお知らせすると、読む必要がないというものになって、皆さんはその画面に入っていきやすいということだと思いますので、今町長がおっしゃってくれたことを読ませるのではなくて、その言葉で伝えると、そういったことが有効ではないのかなと私は思いますので、これからPR動画いろいろ作っていただいて、それを活用してもらうのですけれども、やっぱり読むと頭がいっぱいになっちゃうと思いますので、話しかけてくれるような形でぜひ作っていただければなと思います。

それと、町長、今言っていただいたんですが、新築マイホームの取得助成金、今3年度、 今年度まだ終わっていませんけれども、これの実績をどのぐらいあったのかだけちょっと 教えていただけますか。

- 〇議長(新井邦弘君) 川上政策企画課長。
- ○政策企画課長(川上叔春君) お答えをいたします。

まず初めに、先ほど山﨑議員おっしゃったとおり、今年、制作をいたしました3本の動画につきましては、年代、地域そういうところを絞りをかけまして、ウェブ広告を使って広く知っていただくような手段を来年度取っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新築マイホームの実績にお答えをする前に、先ほど町長が答弁をした事業、今年やって

いる事業, それからまた来年度実施する予定の事業の財源について, いい機会ですので, 補足してお話をしたいと思います。

まず、今年度実施いたしました、先ほどからお話になっています、PR動画の制作と来年度実施予定のPR動画をウェブ広告で広く発信していくための広告、それから移住者の受け皿として、あるいは定住の促進として行う予定のテレワークセミナーの開催につきましては、事業費の半分2分の1を、国の地方創生推進交付金を活用して行っております。来年もこの交付金を活用して行う予定でございます。

また、図書館内に昨年10月にオープンをいたしましたコワーキングスペースにつきましては、事業費の全額を国の地方創生臨時交付金で活用して事業を行っております。また、町から交付する助成金、先ほどの新築マイホーム等なんですけれども、それから補助金の事業といたしまして、まず新築マイホーム取得助成金につきましては、助成金の約45%が国の社会資本整備総合交付金がつきますので、それで賄っております。

また、利根町わくわく茨城生活実現事業移住支援金、移住した方に世帯ですと100万円、お子様1人当たり、来年度30万円の支給になるんですけれども、これは茨城県と利根町の合同した事業でございまして、支援金の4分の3が県からの補助金がもらえますので、そこら辺を実施しております。

最後に、来年度実施します利根町奨学金返還支援補助金、これにつきましては、事業費の2分の1が国の特別交付税として措置されますので、そういった事業内容となっております。

それでは、御質問の新築マイホーム取得助成金の実績でございますが、過去3年間の実績を申し上げたいと思います。

まず、令和元年度交付件数が41件ございました。内訳ですが、従来からの町内居住者の世帯が12世帯、世帯員の合計が33人でございます。町外からの転入世帯が29世帯、世帯員合計が81人となっています。

令和2年度交付件数が21件,内訳でございますが,従来からの町内にお住まいの方,居住者の方11世帯,世帯員合計が28人,町外からの転入世帯10世帯,世帯員合計が29人となっております。

今年度交付件数が24件,内訳でございますが,従来からの町内居住世帯の方が7世帯,世帯員合計が28人,町外からの転入世帯17世帯,世帯員合計が44人となっております。

令和元年度から今年度までの合計で申し上げますと、合計で86件、内訳としまして、もともと利根町に住まいの方が30世帯で、世帯員合計で89人、町外から転入してきた世帯が3年間で56世帯、世帯員合計が154人という実績となっております。

以上でございます。

- 〇議長(新井邦弘君) 山﨑議員。
- ○2番(山崎誠一郎君) ありがとうございます。今の実績、結構入ってきていただいて

いるということです。あと内容も、国の交付金やら補助金やらといろいろありがたいものがあると。これを、さっきも言ったように、PRビデオに流していただいて、口頭でお伝えするような形を作っていただければ、また増えるのかなという思いがありますので、とにかく今の世の中、ユーチューブとかそういったものが非常に重要なので、それを見せると、読ませるんじゃなくて見せるというような形でぜひ使っていただいて、この補助金はこういうのがあるんだよというのを、こういうのありますよと、だからこれを利用してくださいと、来てくださいと、それが一番有効かなと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

それと次に、さっきも町長にもお話いただいたんですけれども、空き家バンク、これの 活用が非常に重要だと思います。空き家バンクの登録状況と、あと補助金などの令和3年 度の実績ですね、これもちょっと伺いたいと思います。

それと、先ほどこれも町長がおっしゃっていた、令和4年度はアンケートをやると、そのアンケートの内容などについても御説明をいただきたいと思います。お願いします。

- 〇議長(新井邦弘君) 飯田生活環境課長。
- 〇生活環境課長(飯田喜紀君) お答えいたします。

令和4年3月1日現在の令和3年度空き家空き地バンク登録実績は、空き家が7件、空き地が9件です。7件の空き家のうち4件がバンクを通して契約が成立し、2件が不動産屋で契約が成立しており、残りの1件は交渉中でございます。また、空き地に関しましては4件が契約成立しております。空き家子育て活用促進奨励金及び空き家リフォーム工事助成金に関しましては、今年度の実績はゼロ件でございます。

来年行うアンケートの内容ですが、空き家の現状把握、今後、空き家をどうしたいのか、 どうしたら空き家バンクに登録してもらえるのかなどを予定しており、この結果を基に、 空き家バンクの登録件数を増やし、空き家の件数を減らしていきたいと考えております。

- 〇議長(新井邦弘君) 山﨑議員。
- ○2番(山崎誠一郎君) 分かりました。空き家の補助金の実績がないということなので、これも補助金を使っていただけるように頑張っていただいて、利根町に来ていただくという活用のものにしていただきたいと思います。人口流入には、このコロナ禍、逆転の発想でございますが、非常にチャンスかと思っております。利根町土地が非常に安いのですが、これをまた逆にチャンスなのかなというふうに思っております。コロナが落ち着いたら、また都内への一極集中になっちゃうのかなと、それともリモートというものが活用できるというものが、今回コロナで分かったことなので、そのまま地方に分散されていくのが残るのかと、そういったところもしっかりその辺を見極めていただいて、この対策を練っていただければ、国全体が人が減っていて毎年80万人ぐらいが人口が減っていると、鳥取とか島根の1県が毎年毎年消滅しているみたいな人口減少であります。子供が生まれない限りはそれは解消されないんですけれども、それでも利根町に残ってくれるか、現状維持に

なるか、それとも少しでも増えてもらえるか、そういったところをしっかり全体で取り組んで、利根町の人口流出に歯止めをかけていただいて、ひょっとしたら増えてくるかもしれない、そういったところをしっかり我々も一緒に協力してまいりますので、移住促進に努めていきたいと思っております。ありがとうございました。

次の質問なんですけれども、二つ目なんですが、私、3年前に立候補したときに、いわゆる防犯カメラの増設というのをうたい文句といいますか、公約として立候補いたしました。

当選後の最初の6月の議会だったんですが、防犯カメラの増設についてとしまして質問をいたしました。その際も、総務課長、当時の総務課長で今の総務課長と防災危機管理課長の飯塚課長の答弁でございましたが、町内には、現在8台が設置されていると。今後、警察等と協議の上、必要に応じて設置していくとの答えをいただいております。その後、総務課長とかに相談しながら、私なりに取手警察署及び利根地区交番との打合せを私が行ったり、私が何度か行っていると、警察のほうからもうちのほうに、自宅に来てくれることが結構ありまして、いろいろ防犯カメラの増設なんかについて話合いをしてきました。

そうこうしているうちに、昨年5月なんですけれども、私の仲介で役場内において取手 警察署の生活安全課というところの課長さんがお見えになりまして,それと役場内の防災 **危機管理課で打合せを行わせていただきました。その際に、警察側はつけたいんだと、そ** ういう思いはあるんですけれども、ぜひつけたいんだと、犯罪を防止したんだという気持 ちを警察は言っておりました。防災危機管理課のほうでも,警察のほうで利根町のどこど こが何かの問題があるのであの辺りにつけたいんだということがあると,県の補助金を利 用できやすいんだと、そういうことを警察のほうに言っていただいて、前向きに検討する という警察のほうでもそういう話がありまして、その後、進んでいたんですけれども、今 回ちょうど議員になって3年ぐらいになりますので、この問題を取り上げようと思ってい たんですが,先日の予算の話にありまして,2台増設が決定したという話を伺いました。 やった、よかった、ありがたいという思いを持ったんですが、なので、増設の話がありま すかという質問をしたかったんですが、もう既に増設は決まりましたので、今回の質問は ちょっと変えまして、今後、その時期と、いつ頃その2台がつくのかと、それとつけた後 に、また警察さんとどういったことを、情報の共有化みたいなことをやっていくのかとい ったところを総務課長にお聞きしたいと思います。防災危機管理課長ですね、よろしくお 願いします。

○議長(新井邦弘君) 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長(飯塚良一君) 町内の防犯カメラの今後の増設につきましては、議員おっしゃるとおり、来年度は、茨城県の補助金を活用しまして、防犯カメラ2台を増設する予定でございます。増設までの過程につきましては、議員おっしゃるとおりの経緯でございます。今後なんですが、さらに、取手警察署と協議を継続しまして、設

置費用や設置後の管理面を考慮した上で増設の検討をしてまいりたいと思います。

いつ頃つけられるのかということでございますが、当然、当初予算が確定して年度始まりましたら、場所のほうの最終的な確認と契約ございますので、できるだけ早い時期に設置したいというふうに考えております。

それと、警察との情報共有ということでございますが、防犯カメラを設置する場合には、 当然何でもない場所につける必要がないので、危険な箇所、警察が危惧する場所の情報を いただきまして、それを基に町のほうでも検討してまいりたいというふうに思っておりま す。

〇議長(新井邦弘君) 山﨑議員。

○2番(山崎誠一郎君) ありがとうございます。警察さんとのいろいろ話をしていまして、警察も非常に喜んでいると思います。今の防犯カメラ優秀なので、犯罪の検挙の検挙率を上げることには、防犯カメラ必要だと思っています。警察さんともずっと話合いをしていまして、その思いをひしひしと私も感じておりました。それを受けていただいた町長をはじめ防災危機管理課長、本当に感謝を申し上げる次第でございます。まだ予算通っていないので分からないですね。

国内では、数々の犯罪が防犯カメラの活用によって犯罪の検挙の実績が報告されております。年々機器の性能アップもされてきていると聞いております。増設だけではなくて最新機器への交換も必要となってくるんではないのかなと思います。利根町は、防犯カメラを増設して安心安全に努めているということが犯罪の抑止力につながることと思っております。どうか今後も、警察側とのさらなる情報共有をお願いし、安心安全のまちづくりをお願いするものであります。しかしながら、本当にこの2台、増設に向けてやっていただきまして感謝を申し上げるところでございます。

それで、最後に、3月の議会ということで、今月末で退職される職員の方が今回答いただいた川上課長、それと飯塚課長を含めて8名の方がいらっしゃると伺っております。40年前後の役場勤務を務められたことと思っております。通常の職務及び我々議会への答弁書等の作成などに長い間取り組んでいただき、お疲れさまでございましたとともに、本当に感謝を申し上げます。

人生100年時代と言われておりますので、まだ一つの通過点だと思いますので、引き続き利根町への御助言等をお願いいたしまして私の質問を終わります。本当にどうもありがとうございました。

以上で終わります。

- 〇議長(新井邦弘君) 山﨑誠一郎議員の質問が終わりました。
- ○議長(新井邦弘君) 日程第2,休会の件を議題といたします。 お諮りいたします。

3月5日及び6日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(新井邦弘君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
- ○議長(新井邦弘君) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。次回3月7日も午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時52分散会